

令和6年6月28日

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

会長 松岡 宏 様

松山市長 野志 克仁

(公印省略)

改正健康増進法の遵守等の要望書について(回答)

平素は、市政の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
また、禁煙パレードの際に清掃活動を行っていただき、重ねて御礼申し上げます。
さて、先日御提出いただきました要望書について、以下のとおり回答いたします。

要望項目	回答
1 改正健康増進法を遵守し、松山市関連施設は例外なく「敷地内禁煙」をお願いします。	健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に基づき、2019年7月1日から市庁舎(本館、別館、第3別館及び第4別館)及び各支所、学校、児童福祉施設を敷地内全面禁煙にしています。その他の施設についても可能な限り敷地内全面禁煙にしています。
2 未だに改正健康増進法を遵守していない飲食店に対して、改正健康増進法(特に喫煙店の掲示義務)を周知徹底するために具体的な取り組みをお願いします。	市ホームページなどの広報媒体の活用や関係課を通じて、周知啓発をしています。また、喫煙可能室に係る届出を行った際にリーフレットの配布などを実施し、周知啓発に努めます。
3 望まない受動喫煙を受けた被害者のために相談窓口の設置をお願いします。	市保健所で受動喫煙のお問合せについて随時、対応をしています。下記の担当までご連絡ください。 松山市保健所 健康づくり推進課 〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5 TEL:089-911-1855
4 望まない受動喫煙を受けている喫煙場所(圓光寺喫煙所など)があれば、撤去してもらえよう行政指導をお願いします。	屋外の喫煙場所で受動喫煙が生じている等の通報があった場合は、現地確認を実施したうえでその状況に応じて、施設の管理権原者へ望まない受動喫煙が生じないよう指示等を実施しています。

要望項目	回答
5 「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」に罰則規定を付することのご検討をお願いします。	本条例は、松山市が設置している審議会「松山市安全で安心なまちづくり会議」から受けた『罰せられるから歩きたばこをしない』というのではなく、一人一人が市民としての責任と役割を意識することによって、安全で安心なまちづくりを行うという、本来の住民主体のまちづくりの大切さを認識してもらえるような取り組みが必要」という提言に基づき、罰則規定を設けていないため、現在のところ変更する予定はありません。
6 自転車違反巡回と同様に、違反歩きたばこ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をお願いします。	毎年行っている実態調査の結果では、違反率は減少傾向にありますが、現在も複数の指導員が定期的に禁止区域内を巡回しています。今後も、効果的に巡回を行えるよう努めたいと考えています。
7 「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」では、禁止区域だけでなく市内全域で歩きたばこをしない努力義務があることを、市民へ周知をお願いします。	本条例で規定している市内全域で「歩きたばこ等をしないよう努めなければならない」ことについては、市ホームページや広報まつやま等を活用し、市民へ周知しています。今後も、様々な媒体を活用して周知・啓発に努めたいと考えています。

【お問い合わせ先】

松山市保健所 健康づくり推進課

TEL : 089-911-1855

松山市役所 市民防災安全課

TEL : 089-948-6736